

アクション・プランに基づく地方自治体とハローワークの一体的実施に向けた提案

平成 25 年 5 月 17 日

盛岡市

1. 提案の概要

福祉事務所生活福祉課内に、生活保護受給者、住宅支援給付受給者、児童扶養手当受給者並びにこれらの申請者及び相談者（以下「生活保護受給者等」という。）を対象とした、ハローワークの職業紹介機能を持つ就労支援窓口を設置し、福祉事務所のケースワーカー及び就労支援相談員とハローワークが連携し、生活保護受給者等に対する一体的な就労支援を実施する。

2. 提案理由

岩手県の経済情勢は震災復旧復興関連需要に支えられ穏やかな回復を続けているが、求人・求職のミスマッチ等により、盛岡市内における稼働能力を有する生活保護受給者数は高止まりの傾向にある。現在、当市では福祉事務所生活福祉課に就労支援相談員 8 名を配置し、就労支援の強化に取り組んでいるが、稼働年齢層である「その他の世帯」の受給者に対する就労支援のあり方が大きな課題となっている。

就労支援相談員及びケースワーカーが就労支援を行う中で、職業紹介については一般の求職者と同じくハローワークを利用しており、ハローワークが就労支援において果たす役割は非常に重要である。しかし、ハローワークは福祉事務所から距離があるなど、生活保護受給者等が求職活動を行う上で利便性が良いとはいえない状況にある。また、ハローワークの相談窓口は一般の求職者で常に混み合っており、生活保護受給者等の中には、求人検索のみで窓口相談に至らない事例も多く見られる。

このような状況をふまえ、職業紹介機能を持つハローワークの相談窓口を福祉事務所生活福祉課に設置することにより、以下のような効果が期待できる。

- ① ハローワークと福祉事務所のケースワーカー、就労支援相談員 3 者の連携が密になり、一体的な支援が可能になる。
- ② 一体的支援の実施により、利便性が向上し、生活保護受給者等の一層の求職意欲の喚起につながる。
- ③ ハローワークが生活保護受給者等のための専門の相談員を配置することで、個別の状況を把握したうえでよりきめ細かな職業相談・紹介、就労支援が可能になる。

- ④ 生活保護の申請と同時に求職活動が行えるようになり、又、稼働能力を有する保護の相談者には生活保護を申請する前段階での就労に向けた助言が可能になる。

以上の理由により、ハローワークの相談窓口を福祉事務所生活福祉課に設置することが、支援対象者の就労支援に効果的であると考えられることから、以下のとおり盛岡市とハローワーク盛岡の一体的実施を提案する。

3. 提案内容

(1) 支援対象者

生活保護受給者等とし、一般の求職者は対象外とする。

(2) 設置場所

福祉事務所生活福祉課内に設置する。

(3) 設置方法

ハローワークは設置場所に、相談員1名を常駐させ、ハローワークシステム端末と求人情報提供端末各1台を設置する。

(4) 実施内容

- ① 相談員は、ケースワーカー、査察指導員及び就労支援相談員と連携を図りながら支援対象者の職業相談、職業紹介を行うほか、ニーズに応じた求人開拓を行う。
- ② 求人情報提供端末により、支援対象者にハローワーク求人情報の提供を行う。